

#### 4. 公務員、罰則等について

問 民間事業者が落札した場合の公務員の処遇は。

(答)

1. 官民競争入札等の結果、民間事業者が落札した場合の公務員の処遇について、国においては、配置転換と新規採用の抑制により対応することが基本となります。
2. 地方公共団体における、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の実施については、地方自治の本旨を踏まえ、各地方公共団体の自主的な判断に委ねられており、民間事業者が落札した場合の地方公務員の処遇については、その地方公共団体の長が法令の範囲内で適切に判断することとなります。

(参考)

○平成18年5月22日 参・行革特委 竹中総務大臣の答弁

(公務員の処遇について)

○国務大臣(竹中平蔵君) 中馬大臣が先ほどから繰り返しおっしゃっておられますように、正に地方自治の本旨にのっとり適切に対応していただくことに尽きるんだと思います。  
しかし同時に、安易に分限免職処分とかそういうことを行うのでは当然なくて、まずは配置転換、新規採用抑制に努めていただくことが重要であると、これは総務大臣として当然のことであるというふうに思っております。

問 国と同様に退職手当の特例を設けることができるのか。

(答)

地方公務員の退職手当に関する事項は、地方自治法第204条第2項、第3項において、地方公共団体の条例で定めることとされていることから、法律ではその特例を定めていませんが、ある地方公共団体が、その地方公務員について公共サービス改革法第31条に相当する退職手当の特例を設けようとする場合には、当該地方公共団体の条例でこれを定めることができます。

(参考)

○平成18年4月7日 衆・行革特委 竹中総務大臣の答弁

(退職手当の通算規定について)

○竹中国務大臣 結論から申し上げますと、地方公務員についても国家公務員と同様の取り扱いをするのが

やはり適当であるというふうに思っております。そういう観点から、私たちとしては、地方公共団体に対しまして必要な助言を行っていくつもりでございます。

問 地方自治法や地方公務員法上の罰則規定が、みなし公務員規定である法第 25 条第 2 項に基づき、全て適用になるという理解でよいか。

(答)

1. 法第 25 条第 2 項の「みなし公務員」規定は、刑法その他の罰則の適用について、その者を、刑法第 7 条第 1 項の「法令により公務に従事する」者とみなす旨を定める(具体的には、「みなし公務員」規定の適用を受ける民間人について、刑法上の公務員とみなすことにより、刑法の賄賂罪の主体となり、公務執行妨害罪の客体となること等を可能とする)ものであって、お尋ねの地方自治法や地方公務員法上、地方公務員に課せられている義務を課すものではありません。
  2. したがって、本法の「みなし公務員」規定の適用を受ける民間人には、地方自治法や地方公務員法上の地方公務員としての義務が課されているわけではないので、地方公務員法の罰則のうち、このような地方公務員としての義務に違反したことを構成要件とするもの(例えば、同法第 34 条第 1 項に違反した者に適用される同法第 60 条第 2 号)※が適用されることはありません。
- ※ 地方自治法には、地方公務員としての義務に違反したことを構成要件とする罰則はありません。

(参考)

○刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(定義)

第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。

2 (略)

○地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2・3 (略)

(罰則)

第六十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十四条第一項又は第二項の規定(第九条の二第十二項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

三 (略)